

【資料1】

日本科学未来館 7階展望ラウンジ

飲食提供業務事業者公募

公募要領

令和元年 8月

国立研究開発法人科学技術振興機構

日本科学未来館

日本科学未来館 7 階展望ラウンジ飲食提供業務事業者 公募要領

1. 公募事業の名称

「日本科学未来館 7 階展望ラウンジ飲食提供業務事業者 公募」

2. 公募の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）日本科学未来館（以下「未来館」という。）7 階展望ラウンジ（以下「展望ラウンジ」という。）内にて、専門企業のノウハウを活かし、来館者に良質でリーズナブルな飲食等を提供していただくことを目的として、飲食提供事業者（以下「事業者」という。）を募集します。選考は、展望ラウンジ内にて運営を希望する事業者から、提案された内容を総合的に審査のうえ決定いたします。

3. 公募事業の内容

（1）事業の内容等

採択事業者の提案をもとに機構と協議のうえ、店舗造作やメニュー開発、店舗運営・食品管理及びそれに付随する一切の業務を行っていただきます。なお、店舗の売上は事業者に帰属し、運営に要する一切の経費は事業者の負担とします。

※詳細は【資料 2】「日本科学未来館 7 階展望ラウンジ飲食提供事業者公募仕様書」を参照ください。

（2）契約期間

令和 2 年 契約締結日（2 月 1 日～3 月 4 日の間）～令和 7 年 1 月 31 日（予定）

4. 使用料

事業者は、未来館に対して展望ラウンジ内における調理場、カウンター、レジ等の運営に係る貸出面積に応じて、施設使用料（以下「使用料」という。）を支払っていただきます。座席スペースは、未来館の共有場所となりますので使用料は発生致しません。使用料（月額）は「分担金（固定）」および「売上歩合使用料（変動）」とし、分担金は月額 1 m²あたり税別 321 円（予定）（毎年度、前年度の固定資産税および都市計画税により変動します。）としなります。また、売上歩合使用料（売上に対し一定の割合ご乗じた額）については、参加者の提案事項による料率とします。

5. 募集及び選定の方法

参加資格を有する者から、運営内容等や使用料の提案額を企画した提案書（以下「提案書」という。）を提出していただき、サービスの内容や安全性、売上歩合使用料の額、などを総合的に審査して決定します。

【公募スケジュール】

日時	内容
令和元年 8月22日	公示
8月27日	説明会申込締切日
8月30日	公募説明会
9月5日	質問票提出期限
9月10日	質問票に対する回答
9月13日	参加希望届の提出期限
10月15日	提案書等の提出期限
10月18日	第1次審査（書類審査）結果通知
	審査員による店舗視察調査
10月30日又は11月5日	第2次審査（プレゼン）
11月11日(予定)	結果通知
11月中旬	協定書、契約書締結
令和2年2月頃（予定）	店舗内装等工事
3月中旬まで	新店舗オープン

6. 担当窓口

日本科学未来館 事業部運営管理課 テナント委員会事務局
〒135-0064 東京都江東区青海 2-3-6
電話 03-3570-9253 FAX 03-3570-9150
E-mail tenant2@miraikan.jst.go.jp

7. 公募手続等に関する事項

(1) 使用する言語、通貨及び単位

- ① 言語：日本語
- ② 通貨：日本国通貨
- ③ 単位：日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位

(2) 参加資格

本事業に関する公募参加者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- a.法人格を有する団体であること
- b.国税及び地方税等を滞納していない者であること
- c.予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること
- d.分担金等の経費負担能力を持つ者であること
- e.機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと
- f.「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年5月15日法律第77号)に規定するところの暴力団、準構成員、又はその関係者でないこと
- g.会社更生法に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと
(更正手続き開始の決定を受けた後に一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。)
- h.安定的な経営基盤を有している者であること
- i.機構の公募目的に賛同し飲食店等の運営・管理に意欲ある者であること
- j.都内に本社、支社、営業所等を有し、迅速かつ具体的な連絡、調整等が可能な者であること
- k.飲食店等の運営経験を3年以上有する法人であって、食堂の運営に関し、必要な資格・免許等を有し、十分な業務遂行能力及び適正な執行体制を有する者であること
- l.過去3年間に食品衛生法にかかる行政処分を受けていないこと。当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 公募説明会の開催

- ① 開催日時：令和元年8月30日(金)16時00分～
- ② 開催場所：東京都江東区青海2-3-6 日本科学未来館 1階多目的ルーム
※概要説明の後、7階展望ラウンジ、厨房にもご案内します。
- ③ 持参書類：説明会当日に、下記【資料1～4及び資料6】を持参してください。
同資料は未来館ホームページの「7階展望ラウンジ飲食提供事業者公募のお知らせ」に掲載しています。

【資料1】日本科学未来館7階展望ラウンジ飲食提供事業者公募要領※本書

【資料2】日本科学未来館7階展望ラウンジ飲食提供事業者の公募に係る仕様書

【資料3】 日本科学未来館 7階展望ラウンジ飲食提供事業者の公募に係る提案書等
作成要領

【資料4】 日本科学未来館 7階展望ラウンジ飲食提供事業者の審査基準

【資料5】 定期建物賃貸借契約書（案）

【資料6】 日本科学未来館 7階展望ラウンジ概要

【資料7】 日本科学未来館 7階展望ラウンジ平面図・電気図

※【資料5】 定期建物賃貸借契約書（案）【資料7】 展望ラウンジ平面図・電気図については、説明会の際に配付いたします。説明会に参加されずご希望の方は、6. 担当のメールにてご請求ください。

- ④ 説明会参加申込：参加を希望される事業者は、令和元年 8 月 27 日（火）12 時 00 分までに参加社名及び参加人数を E-mail により 6. の担当窓口へ連絡してください。
- ⑤ その他：説明会への参加は任意です。参加されなかった場合もこの公募に参加申込は可能です。ただし、空間や設備など、事前に確認していただくことが望ましいため、説明会には可能な限り参加してください。

（4）公募要領等に関する質問の受付

公募要領等に関する質問は、様式集の【様式1】「公募要領等に関する質問票」により、下記のとおり受け付けます。

- ① 受付期間：令和元年 8 月 31 日（土）～9 月 5 日（木）17 時 00 分まで
- ② 受付場所：6 に同じ
- ③ 提出方法：E-mail tenant2@miraikan.jst.go.jp
なお、件名は「日本科学未来館 7 階展望ラウンジ飲食提供事業に関する質問」としてください。
- ④ 回答方法：質問に対する回答は、令和元年 9 月 10 日（火）までに質問者および説明会参加希望届の連絡先宛に返信します。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接にかかわると推測される場合は、質問者に対してのみ回答します。
- ⑤ その他：受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しません。また、電話や質問票以外の方法による問い合わせにも一切応じられませんので注意してください。

（5）参加希望届の提出

公募に参加を希望される事業者は、下記の参加希望届を提出期限までに提出してください。

※参加希望届の提出がない事業者については、本公募に参加出来ません。

- ① 必要書類
様式集の【様式2】「参加希望届」
- ② 提出方法：E-mail tenant2@miraikan.jst.go.jp
なお、件名は「日本科学未来館7階展望ラウンジ飲食提供事業参加希望届」としてください。
- ③ 提出期限：令和元年9月13日（金）15時00分まで

(6) 提案書等の提出

① 提案書等の提出

公募参加者は、次により提案書等を提出してください。

なお、提案は1社1提案に限ります。

ア 提出期限：令和元年10月15日（火）17時00分【提出期限内必着】

イ 提出方法：持参、郵送(書留郵便又は配達記録郵便に限る)または宅急便(メール便不可) とします。

ウ 提出書類：【資料3】「日本科学未来館7階展望ラウンジ飲食提供事業者の公募に係る提案書等作成要領」(以下「作成要領」という。) による書類。

エ その他：提出された書類は、期限内の再提出の場合を除き返却しません。

② 提案書の再提出は、上記アの提出期限内に限り認めます。

なお、提案書の部分的な差換えは認めません。

③ 提案を取り下げる場合は【様式3】「参加辞退届」を提出してください。また、提案書提出以降に参加資格の条件を満たさなくなった場合も【様式3】「参加辞退届」を提出してください。なお、「参加辞退届」の提出があった場合でも、提出された書類は返却しません。

④ 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなします。

(7) 公正な公募機会の確保

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

① 公募参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

② 公募参加者は、競争を制限する目的で他の公募参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

③ 公募参加者は、他の公募参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

④ 公募参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該公募参加者を公募に参加させず、又は公募の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

⑤ その他、公募に関する条件に違反した提案

8. 事業実施予定者の選定方法等に関する事項

(1) 事業実施予定者の選定方法

- ① 審査は、参加資格の確認を行った上で、提案書の書類審査による第1次審査、店舗視察調査及びプレゼンテーションによる第2次審査を行うものとし、【資料4】「日本科学未来館7階展望ラウンジ飲食提供事業者の審査基準」に基づき審査を行い、契約の相手方（以下「採択事業者」という。）を選定します。②7.(2)の参加資格の要件を満たさない事業者の提案は、審査の対象とはなりません。
- ②審査は、「日本科学未来館7階展望ラウンジ飲食提供事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行います。
- ③提案書の提出後、機構から応募者に説明を求めることがあります。また、機構の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ④以下に該当する提案は参加資格の要件を満たしていても無効とします。
 - ・ 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - ・ 本提案書作成要領に規定する事項に適合しないもの。
 - ・ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ・ 虚偽の内容及び実現性不可能な誇大表現が記載されているもの。

(2) 第1次審査（書類審査）

- ①提出された書類及び提案書の書類審査を実施し2次審査の対象者を選定します。（参加資格や書類の不備、提案書の内容によっては、2次審査に進めない場合があります。）
- ②審査に当たっては、次の期間内に個別に提案内容の確認を行うことがあります。

確認期間：提案書提出日～10月18日まで

方 法：提案書に記載された連絡先に電子メール又はファックスで通知します。
- ③第1次審査の結果は、次のとおり公募参加者ごとに個別に通知します。

通知日：令和元年10月18日（金）頃

方 法：提案書に記載された連絡先に電子メール又はファックスで通知します。

(3) 第2次審査

第1次審査において選定された事業者を対象に、実施調査及び次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施します。

①審査員による店舗視察調査（実地調査）

事業者が運営する店舗の視察調査を実施します。

◇ 未来館に類似する店舗を選定委員会で選択し覆面調査方式で実施いたします。

②プレゼンテーション

日時及び場所：令和元年10月30日（水）または、11月5日（火） 未来館（予定）

※日時及び場所の詳細は、公募参加者ごとに個別に通知します。

所要：1 提案者当たりの所要時間は20分以内とし、内訳は次のとおりとします。

◇ プレゼンテーション：10分程度

◇ 質疑応答：10分程度

出席者：審査会場の入室は5名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の統括責任予定者としてください。

その他：プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とします。追加提案の説明や追加資料の配布は認めません。提案者の希望があれば、プロジェクター、スクリーンは未来館で用意しますが、パソコン、ケーブルコネクタ等については提案者で用意してください。

なお、正当な理由なく、参加しなかった者の提案は辞退として扱います。

（4）契約の相手方の選定

① 選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した者を採択事業者として選定し、社名を公表します。（その他審査内容についての開示はおこないません）

② 選定結果は、次のとおり公募参加者ごとに個別に通知します。この場合、審査の過程や内容等については、公表しません。

ア 通知日：令和元年11月11日（月）頃

イ 方法：提案書に記載された連絡先電子メール、ファックスまたは書面にて通知します。

※採択事業者が契約締結を辞退した場合等は、辞退した採択事業者の次に高い評価を得た者と協議の上、契約を締結する場合があります

（5）契約

① 協定書の締結

機構と採択事業者との間で、提案書（採択時の合意事項を全て含む）の実現に向け確実な履行を双方が約すための基本協定書を速やかに締結します。

② 契約の締結

基本協定のもと、採択事業者と提出された提案書を基本に業務の詳細について未来館と協議をした上で「日本科学未来館7階展望ラウンジ定期建物賃貸借契約書」を締結するものとします。

万一、事業実施予定者の辞退等があった場合は、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合があります。

③ 契約の解除

次の各号に該当するときは、契約を解除することがあります。また、この場合で

未来館又は第三者に損害を与えたときは、全て採択事業者の責任でその損害を賠償することとします。

- ・採択事業者が記載事項の業務を果たさない場合、あるいは記載の義務を違反した場合
- ・指定の期日までに店舗を開業しなかった場合
- ・事業の継続が適切でないと機構が判断した場合

(6) 事業実施予定者の決定の取消

事業実施予定者が次の事項に該当するときは、採択事業者の決定を取消し、契約を締結しないことがあります。また、この場合で未来館又は第三者に損害を与えたときは、採択事業者に損害を請求する場合があります。

- ① 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にできないと認められるとき。
- ② 著しく社会的信用を損なう行為等により、採択事業者としてふさわしくないと認められるとき。
- ③ 採択事業者が、参加資格を満たさなくなったとき。
- ④ 指定の期日までに店舗を開業できないと機構が判断したとき。
- ⑤ 事業の継続が適切でないと機構が判断したとき。

9. その他の注意事項等

- (1) 本提案に要する一切の費用（企画書の作成、契約の締結等）は、提案者（採択事業者）の負担とします。
- (2) 提出された提案書等に記載された個人情報、採択事業者の選定以外の目的で使用しません。
- (3) この公募に関し、未来館から受領又は閲覧した資料等は、未来館の了解なく公表又は使用してはなりません。
- (4) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、公募参加者が負うものとします。
- (5) 選定後、採択事業者の提案書等については、他の提案書を含め公表しません。
- (6) 納付済の使用料は、原則として返還しません。
- (7) 採択事業者は、本業務に関するすべての事項について一切の責任を負うものとします。
- (8) 本業務に関して第三者に損害を与えた場合は、採択事業者の責任及び負担において解決するものとします。
- (9) 施設内のレイアウト変更等を行う場合は、採択事業者の負担とし、事前に未来館の許可を受ける必要があります。

【様式1】

【提出期限】9月5日（木）17時まで

【提出先】tenant2@miraikan.jst.go.jp

公募要領等に関する質問票		令和	年	月	日
会社名		所 属			
代表者名		担 当 者			
住所（連絡先）		Tel		内線：	
		Fax			
		e-mail			
件 名	「日本科学未来館7階展望ラウンジ飲食提供事業者公募に関する質問」				
質問対象	公募要領 ・ 仕様書 ・ 提案書作成要領・その他 (該当に○印)				
項 目					
<p>(質問の概要)</p> <p>質問については、できるだけ一件の質問を5～6行にまとめる。</p>					
*機構記入欄	受付日：	月	日	受付者：	受付番号：

* 欄は記入しないこと。

【様式2】

令和 年 月 日

【提出期限】9月13日（金）15時まで

【提出先】tenant2@miraikan.jst.go.jp

国立研究開発法人科学技術振興機構

日本科学未来館 御中

参加希望届

件名：日本科学未来館7階展望ラウンジ飲食提供事業者公募

この度、日本科学未来館における上記公募に参加を検討しておりますので、ここに参加希望届を提出いたします。

所在地：_____

会社名：_____

部署名：_____

担当者名：_____

連絡先：（TEL）_____

（FAX）_____

（E-mail）_____

以上

【様式3】

令和 年 月 日

【提出先】 tenant2@miraikan.jst.go.jp

国立研究開発法人科学技術振興機構
日本科学未来館 御中

参加辞退届

件名：日本科学未来館7階展望ラウンジ飲食提供事業者公募

この度、上記案件につきまして、令和 年 月 日付「参加希望届」を提出し、参加の検討をしまいましたが、都合により参加を辞退いたします。

所在地： _____

会社名： _____

部署名： _____

担当者名： _____

連絡先： (TEL) _____

(FAX) _____

(E-mail) _____

以上